

新潟市食料品の物価高騰に対する支援金給付事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の『「強い経済」を実現する総合経済対策』(令和7年11月21日閣議決定)を踏まえ、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための重点支援地方交付金の拡充が盛り込まれたことを受け、この交付金を活用した「新潟市食料品の物価高騰に対する支援金給付事業」(以下、「本事業」という。)について、事務に必要な事項を定めるものとする。

(定義及び給付額)

第2条 本事業は、基準日時点の新潟市民である給付対象者について、支援金として1人あたり3千円(以下、「本支援金」という。)を現金で給付するものである。

2 本事業の事務手続きは、本市及び本市から委託を受けた者(以下、「事務センター」という。)が主体となっていく。

(給付対象者)

第3条 本事業の給付対象者は、令和8年1月1日(以下、「基準日」という。)において、新潟市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(受給権者)

第4条 本事業の受給権者は、給付対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。)とする。なお、単身世帯の場合で、申請を行うことなく死亡した場合は、世帯消滅のため給付要件を満たさないものとする。

2 給付対象者に該当し、配偶者や親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者については、申請書等の送付前に所在が確認できる者には当該住所に必要な書類等を送付する。なお、所在が確認できない者については、別記様式第3号の申出書兼確認書(以下、「申出書兼確認書」という)による本人からの申出があった場合、本人に給付を行うこととし、元の世帯への給付分については返還を求めるものとする。

(申請及び給付の方式)

第5条 本支援金の給付を受けようとする者は、別記様式第2号の申請書(以下、「申請書」という。)を新潟市に提出する。

2 申請者は、申請書の提出を郵送またはオンラインにより行い、その際、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第5条の2 前条の規定にかかわらず、別記2に記載の令和5年度から令和7年度まで「定額減税補足給付金等」で振込手続き実績のある口座情報を取得できた受給権者(以下、「プッシュ型受給権者」という)は、申請等の手続きなしに対象金額を金融機関口座へ振り込む。なお、プッシュ型受給権者には、事前に別記様式1号の支援金給付通知書(以降、「通知書」という)にて振込内容を通知する。

- 2 プッシュ型受給権者のうち、通知書に記載の金融機関口座へ振り込みができなかった場合は、事務センターが対象者へ連絡をとり、口座情報を確認したうえで再振り込み手続きを行う。
- 3 プッシュ型受給権者は、本事業の給付を辞退する場合、通知書に記載の方法で事務センターに申し出ることにより、対象金額の受取を辞退することができる。また、通知書に記載の口座情報を変更する必要がある場合、通知書に記載の方法で事務センターへ申し出たうえで、事務センターから提示のあった手続きを経て、別の金融機関口座へ振り込みすることができる。
- 4 プッシュ型受給権者に該当しなかった受給権者（以下、「申請型受給権者」という。）は、申請書によりオンラインまたは郵送にて申請を行う。新潟市長は申請書を受理したのち、すみやかに給付決定を行い、指定の方法にて対象金額を給付する。

（オンライン申請）

第5条の3 申請型受給権者は、利用者用電子証明書が有効な個人番号カード（以下、「マイナンバーカード」という。）を保有している場合、株式会社野村総合研究所が提供するマイナポータル上に用意されたオンライン申請手続きサービス（以下、「e-私書箱」という。）で申請手続きを行い、口座振込または株式会社セブン・ペイメントネットワークが提供する現金自動預け払い機を利用した現金受取サービス（以下、「ATM受取サービス」という。）を選択することができる。

- 2 申請型受給権者がe-私書箱で口座振込を選択した場合は、申請型受給権者があらかじめマイナポータルで登録した金融機関口座（以下、「公金受取口座」という。）へ対象金額を振り込む。
- 3 申請型受給権者がe-私書箱でATM受取サービスを選択した場合は、ATM受取サービスが可能な店舗にて現金自動預け払い機より対象金額を受け取ることができる。なお、ATM受取サービスを利用するために必要な情報は、e-私書箱にて申請型受給権者が把握することができ、事務センターでは把握できないものとする。

（郵送申請）

第5条の4 申請型受給権者は、申請書に必要事項を記入し、申請型受給権者の本人確認書類の写しと合わせて事務センターへ郵送することにより申請手続きを行い、口座振込またはATM受取サービスを選択することができる。

- 2 申請型受給権者が郵送により申請し、口座情報を選択する場合は、申請書および金融機関口座情報が確認できる通帳の写し等にて申請を行い、申請書で指定された金融機関口座へ対象金額を振り込む。なお、口座情報が確認できない場合等は、事務センターから電話などで確認を行う。また、この方法により口座振込を行った場合、振込内容を別途通知する。
- 3 申請型受給権者がe-私書箱でATM受取サービスを選択した場合は、ATM受取サービスが可能な店舗にて現金自動預け払い機より対象金額を受け取ることができる。なお、ATM受取サービスを利用するために必要な情報は、申請書にて指定した方法（株式会社セブン・ペイメントネットワークが別途送付するショートメッセージサービスまたは郵送はがき）にて申請型受給権者が把握することができ、事務センターでは把握できないものとする。

（申請及び給付の期限）

第6条 本支援金の申請受付開始日は、令和8年3月2日とする。

- 2 本支援金の申請期限は令和8年6月30日とし、給付期限は令和8年9月30日とする。

(権利の放棄)

第7条 プッシュ型受給権者のうち、通知書記載の口座に振り込みが出来ず、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず申請期限までに不備の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、本事業での給付の権利を辞退したものとみなす。

- 2 申請型受給権者が、申請期限までに申請を行わない場合、本事業での給付の権利を辞退したものとみなす。
- 3 申請型受給権者が、給付期限までに、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず口座振り込みの不備の補正が行われず給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合及びATM受け取りサービスで支援金を受け取らなかった場合、本事業での給付の権利を辞退したものとみなす。

(代理申請)

第8条 受給権者に代わり、代理人として申請手続きを行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。ただし、オンライン申請は、マイナポータル及びマイナンバーカードの特性上、本人以外が利用できないため、代理申請による手続きは、郵送申請に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で新潟市長が特に認める者

2 代理人が本支援金の申請書等の提出をするときは、委任欄を記載する。また、第4条第2項に規定する本人からの申し出を代理人により行うときは、別記様式4号の委任状の提出を求める。この場合、新潟市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(周知)

第9条 本事業の実施にあたり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により本支援金の給付を受けた者に対しては、給付を行った本支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 本支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

(別記_様式一覧)

号	様式名称	規格等
様式第1号	支援金給付通知書	ハガキ
様式第2号	支援金給付申請書	A4
様式第3号	新潟市食料品の物価高騰に対する支援金用配偶者暴力被害申出受理申出書兼確認書	A4
様式第4号	委任状(第3号に関するもの)	A4

(別記2_対象給付金一覧)

名称
令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)
令和6年度住民税非課税世帯支援給付金
令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)
令和6年度物価高騰対策給付金
令和5年度物価高騰対策給付金
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金



新潟市市民生活部
市民生活課

「新潟市 食料品の物価高騰に対する支援金給付事業」 支援金給付通知書

「新潟市 食料品の物価高騰に対する支援金給付事業」 支援金(3千円)給付のお知らせ

新潟市長 中原 八郎

このお知らせは、「『強い経済』を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための重点支援地方交付金の拡充が盛り込まれたことを受け、新潟市では基準日(令和8年1月1日)時点の新潟市民に、1人あたり3,000円の「支援金」を、各世帯の世帯主を受給権者として給付します。

この通知は、本事業の受給権者(世帯主)のうち、令和5年度から7年度までの「定額減税補足給付金等」(裏面参照)で振込実績の口座情報があつた方を対象として、振込内容をあらかじめお知らせするものです。

振込内容は、右記をご確認ください。

なお、この通知が届いた場合は、特に**申請等の手続きは必要ありません。**

「新潟市 食料品の物価高騰に対する支援金給付」のお知らせ

Notification of Living Support Benefits in Response to Price Soaring

- 重要なお知らせです。必ず内容をご確認ください。
- 本通知は大切に保管してください。

【お問い合わせ先】

新潟市 3千円給付事務センター

電話：050-5805-1989

(受付日時：祝日を除く月曜から金曜、午前9時から午後5時まで)

(開設期間：3月3日火曜から9月30日水曜まで)

(発行者) 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市市民生活部市民生活課 025-226-1013

支援金の受取を **辞退** または **振込口座の変更** をご希望の場合

期限(令和8年3月12日(木曜))までに電話にて申し出ください。

電話：050-5805-1989

(受付日時：祝日を除く月曜から金曜、午前9時から午後5時まで)
期限内にお申し出がない場合は、当該口座へ対象額を振り込みます。

なお、口座を変更される場合は、申請手続きが必要です。別途封書にて申請書などをお送りします。同封のチラシなどを参考に手続きしてください。申請される場合は、郵送や事務手続きが発生しますので、給付までに申請書提出から約1か月半程度必要です。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 番号	
給付対象となる 世帯情報 基準日：令和8年1月 1日 給付額：一人あたり 3千円	
受給権者 (世帯主氏名)	
振込予定額	
振込予定日	
振込口座情報	

ここから丁寧に はがして 内面をご確認ください。

【詐欺行為にご注意ください！】

- ◆この通知でお知らせした金融機関口座に振り込みなかった場合など、新潟市（3千円給付事務センター）から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）などで、給付のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
- ◆もしも、詐欺の疑いや不審を感じた場合は、ご家族やご友人などの周りの方、新潟市消費生活センター（025-211-2370）、最寄りの警察署へご相談ください。

せ
が
は
便
郵

補足事項

【対象者について】

- ◆令和8年1月1日の新潟市住民基本台帳に登録されている者。

【受給権者について】

- ◆当該事業の支援金の受給権者は、給付対象となる世帯の世帯主です。
- ◆本市の事務処理日において、本市が把握している児童養護施設等へ入所中の方やDV被害により住民票上の住所地から他へ避難されている方は、別途給付します。また、本通知に記載された世帯員が、本市への申請などにより別で給付を受ける場合、他方の配偶者等は、当該対象者分の支援金を給付できません。
- ◆令和8年1月1日以降に世帯主が亡くなられた場合は、相続を受けられる方に給付できる場合があります。
なお、単身世帯の場合で申請を行うことなく死亡した場合は、世帯消滅のため受給することができません。詳しくは「新潟市3千円給付事務センター」へご連絡ください。

【支援金の給付額について】

- ◆当該事業での支援金の給付額は、対象者につき1人あたり3,000円です。

【手続きについて】

- ◆本通知を受けた方で変更等手続きが必要ない場合は、特段の申請は不要です。振込予定日に対象金額を記載の金融機関口座へ振り込みます。
- ◆振込後、個別にお知らせしませんので、通帳記帳等によりご確認ください。
表示名：新潟市市民生活課 または ニイガタシシミンセイカツカ
- ◆本通知が届いていない世帯には、令和8年4月20日頃、別途封書にて申請書などをお送りします。そちらの世帯は、オンラインまたは郵送により申請手続きを経たうえで、指定の方法で対象金額を給付します。

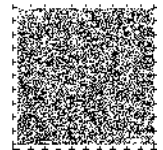
【振込口座情報について】

- ◆原則として、次に記載の令和5年度から7年度まで「定額減税補足給付金等」での振込手続き実績のある口座情報を記載しています。なお、該当口座は、法手続きを経て公的に取得した情報です。（参照した口座情報の内訳）
 - ・令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）
 - ・令和6年度住民税非課税世帯支援給付金
 - ・令和6年度定額減税補足給付金（調整給付金）
 - ・令和6年度物価高騰対策給付金
 - ・令和5年度物価高騰対策給付金
 - ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金

【その他】

- ◆新潟市が把握する口座情報に、当該事業の振込を行ったにも関わらず、令和8年9月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等の受給権者の都合によりできない場合は、本事業での給付はできません。
- ◆本事業での給付を受けた後に当該事業の対象者の要件に該当しないことが判明した場合や偽りその他不正の手段により当該事業の給付を受けた場合は、対象金額や手続きに要した費用の返還を求めるほか、法的措置をとる場合があります。
- ◆当該事業の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

右のマークは目の不自由な
方のための音声コードです。



【注意】オンライン申請(マイナポータル)を利用される方は、この申請書を記入・郵送する必要はありません。オンライン申請の方法は、別添「マイナポータル オンライン申請のご案内」や新潟市ホームページをご確認ください。



新潟市ホームページ



マイナポータル

「新潟市 食料品の物価高騰に対する支援金給付事業」支援金給付申請書

(宛先) 新潟市長

1. 世帯主(受給権者)情報

別紙「01_お知らせ」の記載内容をご確認いただき、太枠内「申請日・世帯主氏名(自署または記名押印)・連絡先電話番号(お持ちのかたはスマートフォンなどの携帯電話番号)」を記入し、令和8年6月30日までに申請してください。

なお、申請していただいた内容に不備等があった場合、『新潟市3千円給付事務センター』からお問い合わせさせていただく場合があります。

申請日	2026(令和8)年	月	日	
世帯主の氏名 (自署または記名押印) ※1、2参照				印
日中の連絡先電話番号 (携帯電話推奨) ※3				

- ※1 受給権者(世帯主)の死亡等により、世帯主が変更となった場合は、新世帯主が受給権者となります。新世帯主氏名と世帯主が変更の理由が生じた日をご記入ください。
- ※2 世帯主以外の受給を希望される場合、裏面「4. 代理受給を希望する場合」も記入してください。なお、代理受給の場合は、オンライン申請ができませんので、この申請書をご利用ください。
- ※3 裏面「2. 郵送申請での受取方法」で「(2)セブン銀行ATM」を希望された場合、記入した携帯電話にショートメッセージサービス(SMS)でお知らせします。ただし、「4. 代理受給を希望する場合」に記入のあった場合は、「4. 代理受給を希望する場合」の番号等へお知らせします。SMSは「0005-070707」から発信されます。

お問い合わせ番号			
給付対象となる 世帯情報 基準日(令和8年1月1日) 時点で新潟市に住民登録が あった方が給付対象です。			
支援金給付額			

(引き続き裏面をご確認ください。)

《申請期限は、令和8年6月30日です。期限内にオンラインまたは本書により申請してください。》

2. 郵送申請での受取方法

希望するどちらかの受取方法の『チェック欄 (□)』に○をつけてください。

受取方法	<input type="checkbox"/> (1) 口座振込	<input type="checkbox"/> (2) セブン銀行ATM
手続き	この申請書の「3.受取を希望する金融機関情報」に必要な事項を記入し、「 本人確認書類の写し※4 」および「 振込先金融機関口座確認書類の写し※5 」と合わせて、別添「返信用封筒」を使い、「新潟市3千円給付事務センター」へ郵送してください。	この申請書の「 本人確認書類の写し※4 」と合わせて、別添「返信用封筒」を使い、「新潟市3千円給付事務センター」へ郵送してください。 なお、受取の際にセブン銀行の口座開設は不要です。
受取	申請書受付から約1か月半後、申請内容に不備などがなければ新潟市が指定の金融機関口座へ振り込み手続きを行います。 なお、振込内容は、別途ハガキでお知らせします。	申請書受付から約1～2週間後、申請内容に不備などがなければ、新潟市からSMS(ショートメッセージ)等で送金案内を送ります。送金案内が届いた後、セブン銀行ATMで受け取ってください。詳細は、別添「 セブン銀行ATMで受け取り希望の方へ 」をご確認ください。
注意事項	長期間入出金のない口座を記入しないでください。また、申請のあった口座情報の記載内容に不備等があり、振込ができなかった場合、本事業の給付期限(令和8年9月30日)に間に合うように、不備の補正の手続きを行わなかった場合は、本事業での給付の権利を辞退したものとみなしますのでお気を付けください。	ATM受取は、個々にお受け取りの期限(SMS等でお知らせされてから60日間)が設定されます。この期限内に受け取られなかった場合、本事業の給付期限(令和8年9月30日)に関わらず、本事業での給付の権利を辞退したものとみなしますので、受取期限にご注意ください。
※4	本人確認書類の写し(コピー) は、世帯主の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険の資格確認書、介護保険証、パスポート等のいずれか1つです。有効期限が切れたものや「個人番号通知カード」、「住民票」は本人確認書類にはなりませんのでご注意ください。 ●代理受給する場合、代理人の本人確認書類が必要です。 ●成年後見人等に選任されている方が代理で受給される場合は、「登記事項証明書」等の写しが必要です。	
※5	振込先金融機関口座確認書類の写し(コピー) は、受取を希望する金融機関の名称・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)が判別できる通帳の表紙をめくったページやキャッシュカード、インターネットバンキング画面の写しをご用意ください。	

3. 受取を希望する金融機関情報

世帯主または代理受給者の口座を1つ記入してください。なお、通帳等の写しを合わせて提出する必要があります。

金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰め)	口座名義(カナ)	
金融機関番号	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信用金庫 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
	店番号				

↑通帳等の表記どおりにしてください。

ゆうちょ銀行	通帳記号(右詰め)	通帳番号(右詰め)	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

↑通帳記号が6桁の場合、※欄に記入してください。 ↑通帳等の表記どおりにしてください。

4. 代理受給を希望する場合

病気などで世帯主(受給権者)が受給することができない場合は、太枠内「代理受給者の氏名フリガナ・氏名(自署または記名押印)・連絡先電話番号(お持ちのかたはスマートフォンなどの携帯電話番号)・住所」を記入して申請してください。

代理受給者の氏名フリガナ	
代理受給者の氏名 (自署または記名押印)	印
世帯主から見た代理受給者との関係性	(例：実子、妻)
代理受給者の連絡先電話番号 (携帯電話推奨)	
代理受給者の住所(世帯主住所 と同一の場合は記載不要)	〒

《申請期限は、令和8年6月30日です。期限内にオンラインまたは本書により申請してください。》

新潟市食料品の物価高騰に対する支援金受給に係る
配偶者・親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書兼確認書

新潟県新潟市長 宛て

「新潟市食料品の物価高騰に対する支援金」の給付申請に際し、配偶者・親族からの暴力等を理由に、令和8年1月1日時点の住民基本台帳に記載されている住所から、別の居所に避難していることを申出します。あわせて同支援金の給付のため、必要な情報を関係機関に提供することを同意します。

申出日：令和8年 月 日

(フリガナ)		生年月日	申出者及び同伴者が 現在居住している住所及び連絡先 ※避難先住所
氏名			
申出者		昭和 平成 令和 年 月 日	避難先住所：
同伴者		昭和 平成 令和 年 月 日	申出者電話：
同伴者		昭和 平成 令和 年 月 日	申出者及び同伴者の住民基本台帳 (住民票)に記載されている住所 ※令和8年1月1日時点
同伴者		昭和 平成 令和 年 月 日	新潟市 区

配偶者・親族からの暴力等を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類

1. 配偶者暴力相談支援センター・福祉事務所等への相談
2. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置

(※太枠内をご記入ください。あわせて裏面のご案内もご覧ください。)

※対応機関等受付時記入欄

受付日	本人確認書類 (※提示書類に○を記入)	備考
	1. 顔写真付き書類 マイナンバーカード、運転免許証、各障害者手帳 その他 () 2. 顔写真なし書類 各健康保険の資格確認証、介護保険証、生活保護受給者証 各医療受給者証、その他 () 3. 職員による確認	

※対応機関等確認欄

上記の者は、配偶者・親族からの暴力等を理由に避難していることを申し出たことを確認する。
なお、本申出書兼確認書は「新潟市食料品の物価高騰に対する支援金」給付に関する用途に限るものとし、他の制度に関する申請等に使用することはできない。

配偶者・親族からの暴力等対応機関
機関名及び代表者氏名

所在地

電話番号

本申出は、配偶者・親族からの暴力等を理由に避難している方で、以下の①②の条件を満たす
行うことができます。

①基準日（令和8年1月1日）時点で、新潟県新潟市の住民基本台帳に記載されていた方
（住民票があった方）

②基準日（令和8年1月1日）以前に発生した配偶者・親族からの暴力等を理由として避難し
ている方が、諸事情により基準日までに住民票の住所を変更することができなかつた方

または

基準日（令和8年1月1日）の翌日以降に発生した配偶者・親族からの暴力等を理由とした
避難をしている方

3) 本申出書兼確認書は、支援金給付の目的のみに使用します。

4) 暴力等の加害者（以下、相手方）に、申出者の方の現在居住している住所等をお知らせするこ
りありません。

5) 暴力等の相手方が、申出者・同伴者の方の支援金をすでに受給している場合は、暴力等の相手
に対して新潟市から支援金の返還請求を行います。

6) 同伴者の欄には、基準日時点で住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と
を一にしている方について記入してください。

7) 「配偶者・親族からの暴力等を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄
に、該当する番号に○をつけてください。

8) 記入後、各実施機関（相談機関）に本申出書兼確認書を提出し、確認欄の記入を受けてください。

9) 提出の際は申出者の方の本人確認を行うため、マイナンバーカード・運転免許証等をご準備く
ださい。

対応機関向け連絡事項

1) 本申出書兼確認書は「新潟市食料品の物価高騰に対する支援金」給付の目的のみに使用します。

2) 対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置担
当者等）が相談・申出を受付した際は、受付時記入欄・確認欄を記入してください。

3) 確認欄の代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略
差し支えありません。また、代表者は、適切な組織の長としてください。（市区町村等の長である
方ではありません。）

4) 本申出書兼確認書に関する問合せ先は以下の通りです。

（問合せ先）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所市民生活部市民生活課

電話：025-226-1013 E-mail:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

